

平成30年度「県民交流バス」 募集要項

県民の皆さまに、縣市町の施設見学やイベント参加により、地域の魅力を体験・再発見いただくとともに、地域間交流の一層の推進を図るため、バス借上料の一部を助成（補助）します。

1 補助対象団体

- ・ 県内の自治会、子ども会などの地域団体・グループが対象です。
- ・ 次の場合は対象となりません。
 - ① 宗教、政治、営利を目的とする活動
 - ② 公共団体や公社、公民館等の団体が事業として実施する活動
 - ③ 学校の利用
 - ※ P T A行事で、学校がバス借上料を負担していない場合は利用可。
 - ④ バス借上料に関して、他の公費助成を受ける場合
 - ⑤ 暴力団排除条例第2条第1号に規定する団体

2 補助要件

(1) 行程

県内の1日又は1泊2日の行程で実施してください。

① 1日コース

- ・ 兵庫県内の県又は市町の施設を1ヶ所以上見学すること。もしくは、県又は市町が主催するイベント等に参加すること。

② 1泊2日コース

- ・ 兵庫県内で宿泊すること。
- ・ 兵庫県内の県又は市町の施設を1ヶ所以上見学すること。もしくは、県又は市町が主催するイベント等に参加すること。

※① 2泊3日以上行程は、補助の対象になりません。

※② 行程は、出発地から見学対象施設等を経由し出発地に戻るまでを原則とします。

往路又は復路のみのバス借上げは補助の対象になりません。（往路又は復路で但馬空港～伊丹空港間の航空機を利用される場合に限り、出発地と帰着地が異なることを認めます。）

(2) 参加人数

20名以上

※ 当日の参加者が20名未満になった場合は補助の対象になりません。

(3) 補助は1年度につき1団体1回限りです。

同一団体であっても、代表者、会計管理、活動が別々のグループ等の場合、それぞれで申請できる場合があります。

○同一団体内で別グループの例

㊤兵庫自治会防犯部

部長：兵庫太郎 通帳名義：兵庫自治会防犯部部长 兵庫太郎、

活動内容：小学生の登下校時見守り活動、防犯パトロールなど

㊤兵庫自治会文化部

部長：神戸花子 通帳名義：兵庫自治会文化部部长 神戸花子

活動内容：講演会やイベントの開催、公園清掃、花壇の整備など

㊤と㊤は同一自治会であるが、代表者、会計、活動が別々であり、個々のグループとみなす。

(4) バスの借上げ

- ・民間（市等の交通局を含む）の貸切バス（レンタカーを含む）を借り上げてください。
- ・定員20名以上の貸切バス（レンタカーを含む）に限ります。

(5) 見学対象施設等

① 施設

見学対象施設は、「県民交流バス」見学施設・イベント等一覧表に記載する、兵庫県内の県又は市町の施設とします。

② イベント等

「県民交流バス」見学施設・イベント等一覧表に記載する、県、市町が主催するイベント、体験型事業が対象です。

“「県民交流バス」イベント・体験型事業一覧表”以外のイベントでも下記(1)～(3)の要件をすべて満たす場合は補助対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

- (1) 県又は市町が主催、共催、後援、協賛し、交流を目的とするイベントに参加すること
- (2) 参加の確認ができる証明書（イベント名が入った確認印、主催者もしくは責任者の署名・押印書類など）を提出できること
- (3) イベント等に参加している様子が確認できる写真を3枚以上提出できること

※ 不特定多数が参加し主催者等が参加を確認できないイベントや観覧主体で交流のないイベントは対象外とします。〔対象外の例〕花火大会、スポーツ大会、シンポジウム、講演会 など

※県際交流事業対象地域の見学施設等については、県・市町の施設とみなします。

【県際交流事業対象地域】 ①～⑤に記載する市町村に限り兵庫県内とみなします。

① 岡山県(以下に記載の8市7町2村に限ります)

赤磐市、岡山市、瀬戸内市、玉野市、津山市、備前市、真庭市、美作市、加賀郡吉備中央町、勝田郡勝央町、勝田郡奈義町、久米郡久米南町、久米郡美咲町、苫田郡鏡野町、和気郡和気町、英田郡西粟倉村、真庭郡新庄村

② 京都府(以下に記載の6市1町に限ります)

綾部市、亀岡市、京丹後市、南丹市、福知山市、舞鶴市、船井郡京丹波町

③ 鳥取県(以下に記載の1市4町に限ります)

鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、八頭郡若桜町

④ 徳島県(以下に記載の5市9町1村に限ります)

阿波市、小松島市、徳島市、鳴門市、吉野川市、板野郡藍住町、板野郡板野町、板野郡上板町、板野郡北島町、板野郡松茂町、勝浦郡勝浦町、勝浦郡上勝町、名西郡石井町、名西郡神山町、名東郡佐那河内村

⑤ 大阪府(以下に記載の3市2町に限ります)

池田市、豊中市、箕面市、豊能郡豊能町、豊能郡能勢町

(6) 航空機（但馬～伊丹路線）利用加算

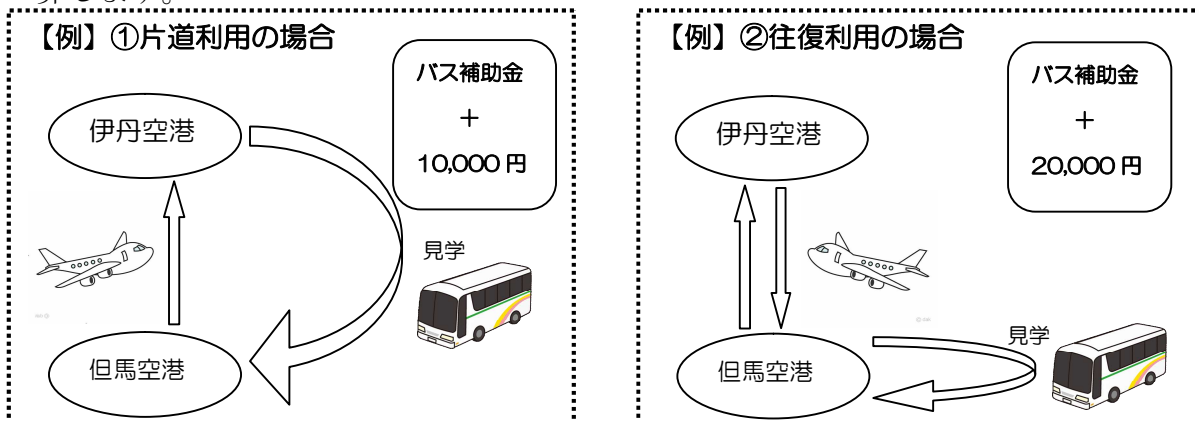
但馬～伊丹路線の航空機を利用した場合に補助金を加算します。

① 片道利用

但馬～伊丹路線の航空機を片道で利用し、かつ、コウノトリ但馬空港又は伊丹空港を起点とした貸し切りバスを利用した場合、バス1台あたり10,000円を補助金に加算します。

② 往復利用

但馬～伊丹路線の航空機を往復で利用し、かつ、コウノトリ但馬空港又は伊丹空港を起点かつ終点とした貸し切りバスを利用した場合、バス1台あたり20,000円を補助金に加算します。



※ 搭乗予定の但馬発便又は伊丹発便が欠航した場合に、但馬空港推進協議会が案内する代替交通サービスを利用した場合は、航空機を利用したとみなします。

3 補助金額及び航空機利用加算額

補助金額及び航空機利用加算額は下表のとおりです。

バスの借上費用が補助金額を下回る場合は、そのバス借上費用を上限とします。

(バス1台あたりの補助金額)

	補助金額
1日コース	25,000円
1泊2日コース	50,000円

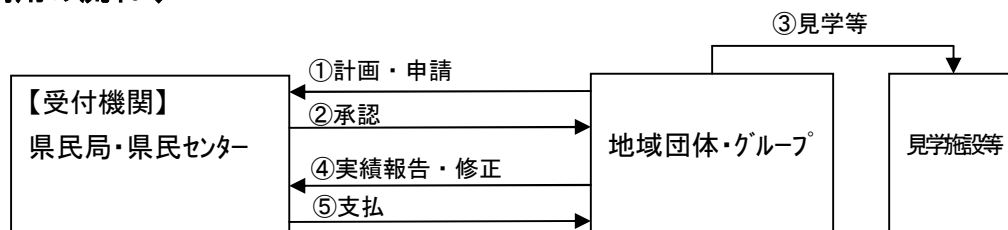
※ 1泊2日の場合、団体所在地を管轄する県民局管内で宿泊した場合は、補助金額は25,000円です。

(航空機(但馬～伊丹路線)利用加算額) ※バス1台あたり

	加算額
片道	10,000円
往復	20,000円

4 申請手続き

◇利用の流れ◇



◇募集期間◇

下表のとおり4期に分けて募集しますので、必ず期間内に申請してください。

※先着順ではありません。

※応募多数の場合は抽選になります。

※応募台数が募集計画を下回った場合やキャンセルが出た場合は、募集期間終了後に追加受付をする場合があります。

期	見学実施月日	募集期間
1期	平成30年4月1日(日)～6月30日(土)	平成30年3月5日(月)～3月14日(水)
2期	平成30年7月1日(日)～9月30日(日)	平成30年5月14日(月)～6月1日(金)
3期	平成30年10月1日(月)～12月31日(月)	平成30年8月13日(月)～8月31日(金)
4期	平成31年1月1日(火)～3月31日(日)	平成30年11月5日(月)～11月26日(月)

(1) 計画

補助要件を確認のうえ、日程、行程、見学施設等を決定し、施設見学等の予約とバスの手配を済ませてください。

(2) 補助金の交付申請

必要書類をすべて揃え、団体所在地を所管する県民局・県民センターに郵送（募集期間内の消印有効）または持参してください。電話での申込み、予約は受け付けていません。

[提出書類]

ア. 「県民交流バス」補助金交付申請書（様式第1号）

団体代表者印（法人格を有する団体は法人代表者印、法人格を有しない団体は代表者の個人印）の押印が必要。

※補助金受給までの手続きにおいて、印鑑は、すべて同じものを使用してください。

イ. 「県民交流バス」実施計画書（様式第1号の2）

担当者連絡先は、平日昼間に連絡可能な電話番号（携帯電話や勤務先電話など）をご記入ください。

ウ. 誓約書（様式第1号の3）

エ. 行程表

イの実施計画書（様式第1号の2）のコース行程表に記載しない場合のみ提出してください。

オ. 債権者登録申請書

補助金を振り込む口座を登録するために必要です。

※既に登録済みの口座の場合は手続きが不要ですが、年度が替わり、代表者や会計担当者を変更した場合は、口座番号が同じでも再度登録していただく必要があります。

カ. 通帳のコピー

支店名、口座番号、口座名義等が確認できるページをコピーしてください。

※ゆうちょ銀行、JAも利用可能です。

キ. 委任状

補助金交付申請者名と振込口座名義が異なる場合に必要です。

※振込口座を登録済みの団体も、代表者名義以外の口座を振込先として使用する場合は、委任状が毎年度必要となりますので、ご注意ください。

※必要に応じて、上記書類の他に、バス借上費用見積書、食事料、宿泊料など見学実施にかかる全ての費用明細や、申請団体・グループの概要や活動内容が分かる資料の提出をお願いすることがあります。

※提出いただいた書類は、原則として返却いたしませんので、ご了承ください。

申請に必要な様式は兵庫県のホームページからダウンロードすることができます。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ac20/hashiken.html>

兵庫県 県民交流バス



5 補助金の交付決定

- ・書類審査の後、県から結果を通知します。
応募多数の場合は、台数制限や抽選をさせていただく場合があります。
- ・補助金交付の決定を受けた団体には、下記の書類一式を送付します。
 - ア. 「県民交流バス」補助金交付決定通知書（様式第2号）
 - イ. 「県民交流バス」補助金交付要綱
 - ウ. 「県民交流バス」見学施設アンケート（様式第6号）
 - エ. 「県民交流バス」実績報告書（様式第7号）
 - オ. 「県民交流バス」実施状況確認表（様式第7号の2）
 - カ. 「県民交流バス」補助金請求書（様式第9号）
 - キ. 「県民交流バス」補助金交付決定内容変更届出書（様式第3号）
 - ク. 「県民交流バス」中止承認申請書（様式第4号）

6 バス代金の支払い・実績報告

(1) 料金の支払

事業に要した費用をバス会社等にお支払いください。

県の補助金は、実施状況確認後、実施団体の請求に基づき、事前に登録した団体指定の金融機関の口座へ振り込みます。

(2) 実績報告書の提出

事業終了後1ヶ月以内に以下の書類を提出してください。

- ア. 「県民交流バス」実績報告書（様式第7号）
- イ. 「県民交流バス」実施状況確認表（様式第7号の2）
- ウ. 「県民交流バス」補助金請求書（様式第9号）
- エ. バス会社※が発行した請求書のコピー
- オ. バス会社※が発行した領収書のコピー（明細が記載されたもの）
- カ. 施設の入館料や食事代等、当日の参加人数が確認できる領収書のコピー
- キ. 航空機（但馬～伊丹便）利用の場合は、当日の利用及び人数が確認できる搭乗券（ご搭乗案内）等のコピー

※レンタカーの場合はレンタカー会社

7 事業内容の変更・中止等

(1) 実施計画の変更

やむを得ない事情により、当初の実施計画を変更される場合には、速やかに以下の書類を県民局又は県民センターに提出してください。

また、軽微な変更の場合には、省略できる場合がありますので、ご不明な点は県民局又は県民センターまでお問い合わせください。

【軽微な変更の例】

- ・同一募集期間内での実施日の変更
- ・補助対象事業費の増減（補助金額に変更の生じない場合のみ）
- ・参加人数の増減

①バス台数の増減

- ア. 「県民交流バス」補助金交付決定内容変更届出書（様式第3号）
- イ. バス借上げ費用の見積書など変更が確認できるもの

②バス借上げ費用の変更

補助金額に減額変更が生じる場合

ア. 「県民交流バス」補助金交付決定内容変更届出書（様式第3号）

イ. バス借上げ費用の見積書など変更が確認できるもの

※計画変更によりバス借上料が増額になる場合は、補助金交付決定額は増額できません。

③参加人数の変更

参加人数が20名未満になる場合は、「県民交流バス」中止承認申請書（様式第4号）を提出してください。

④代表者等の交代

申請後に代表者や会計担当者等が交代した場合

ア. 代表者等が交代したことがわかる書類（任意様式）

イ. 新代表者名の債権者登録書

ウ. 委任状（代表者と振込名義が異なる場合）

エ. 振込口座の通帳の表紙、表紙裏面のコピー

⑤訪問施設の変更

ア. 「県民交流バス」補助金交付決定内容変更届出書（様式第3号）

イ. 新しい行程表

（2）事業の中止

やむを得ない事情により、実施計画を中止される場合には、各県民局・県民センターにご連絡のうえ、速やかに「県民交流バス」中止承認申請書（様式第4号）を提出してください。

8 その他

（1）保険加入

万一、貸切バス等で交通事故等が発生した場合、県は責任を負いませんので、保険に加入されるなどの対策を講じておかれることをお勧めします。

（2）不正行為等

申請書記載のとおり実施されていないことが判明した場合や、平成30年度「県民交流バス」補助金交付要綱又はこの募集要項の規定に違反したとき、その他不正行為があった場合には、交付決定の一部又は全部を取り消し、既に補助金が交付されている場合には、平成30年度「県民交流バス」補助金交付要綱補助金交付要綱に基づき年10.95%の加算金を付して補助金を返還していただく場合があります。

また、不正行為のあった団体については、事実が判明した日から2ヶ年の間、「県民交流バス」事業の補助対象としません。

不正に関わったバス会社等については、事実が判明した日から2ヶ年の間、「県民交流バス」にかかるバス借上げ先として、承認しません。

◆◇◆お申し込み・お問い合わせ◆◇◆

団体所在地を担当する各県民局・県民センターにお申し込み・お問い合わせください。
受付日時：月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00 ※祝祭日、年末年始を除く

- 神戸県民センター 産業・楽しいまちづくり担当（管轄市町：神戸市）
〒650-0004 神戸市中央区中山手通 6-1-1 TEL：078-361-8646 Fax:078-361-8589
- 阪神南県民センター 総務防災課（管轄市町：尼崎市, 西宮市, 芦屋市）
〒660-8588 尼崎市東難波町 5-21-8 TEL：06-6481-4543 Fax:06-6481-8148
- 阪神北県民局 総務防災課（管轄市町：宝塚市, 伊丹市, 川西市, 三田市, 猪名川町）
〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15 TEL：0797-83-3127 Fax:0797-86-4379
- 東播磨県民局 総務防災課（管轄市町：明石市, 加古川市, 高砂市, 稲美町, 播磨町）
〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1
TEL：079-421-9257 Fax:079-424-6616
- 北播磨県民局 総務防災課（管轄市町：西脇市, 三木市, 小野市, 加西市, 加東市, 多可町）
〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2 TEL：0795-42-9318 Fax:0795-43-0169
- 中播磨県民センター 総務防災課（管轄市町：姫路市, 神河町, 市川町, 福崎町）
〒670-0947 姫路市北条 1-98 TEL：079-281-9051 Fax:079-285-1102
- 西播磨県民局 総務防災課（管轄市町：相生市, たつの市, 赤穂市, 宍粟市, 太子町, 上郡町, 佐用町）
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25 TEL：0791-58-2120 Fax:0791-58-2328
- 但馬県民局 総務防災課（管轄市町：豊岡市, 養父市, 朝来市, 香美町, 新温泉町）
〒668-0025 豊岡市幸町 7-11 TEL：0796-26-3616 Fax:0796-24-3211
- 丹波県民局 総務防災課（管轄市町：篠山市, 丹波市）
〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688 TEL：0795-73-3721 Fax:0795-72-3077
- 淡路県民局 総務防災課（管轄市町：洲本市, 南あわじ市, 淡路市）
〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5 TEL：0799-26-2009 Fax:0799-23-1250

◆お申し込み・お問い合わせ先◆

団体所在地を担当する、各県民局・県民センターに直接お申し込み・お問い合わせください。

受付日時：月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

※祝祭日、年末年始を除く

◆この制度の所管◆

兵庫県広聴課 広聴相談班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL：078-362-3022 Fax:078-362-4291

